

さいたま市教組新聞

編集・発行/
さいたま市
教職員組合
〒330-0843
さいたま市大宮区
吉敷町4-93-5
大宮教育会館2F
TEL 641-6763
FAX 648-3567
2011.4.21(木)
No.181

東日本大震災で、夏季休業日を昨年どおりに

栄小現地視察し、教育長と懇談

4月6日、さいたま市教組の役員は、教育長を訪問し、懇談しました。懇談の中で地震で被害のあった栄小学校の職員の声や要望を伝えました。大震災での要求書を提出しました。27日に交渉をします。

さいたま市教職員組合
執行委員長 山本 悠子



地震、津波、原発、計画停電…、今年は今まで私たちが経験したことのない厳しい状況の中で新学期を迎えました。東北の被災地の子どもたち、教職員、住民の方々のことを思うと胸が痛みます。さいたま市でも栄小学校の校舎の一部が損壊し、3校に分かれて授業を行っています。子どもたち、教職員、保護者の苦労や心配はどんなものでしょう。

こんな中でも、4月8日、子どもたちは、元気に登校してきました。担任の発表に歓声をあげ、友だちとの出会いに喜び、新しい学年・新しいクラスでやる気いっぱいスタートを

大事にしたい

教職員の声と感性

きりました。異動等で慣れない学校にとまどっていても、元気な子どもたちとの出会いにほっと心が和み、がんばるぞという決意を新たにしようか。方も多かったのではないだろうか。私たちは、この子どもたちの笑顔を守るために、大切なことは何かを考え続けます。この時に何よりも大事にしたいのは、直接子どもたちに接している教職員の声と感性です。あの地震の日に、「何こともなかったように」研修を続けているような感覚では子どもたちの笑顔を守ることはできません。組合は、一人ひとりのぐちゃ声、つぶやきを束ねて、みんなの要求にし、子どもたちの笑顔がたえない学校、教職員が元気で働きたい学校、職員を守るためにがんばります。今年もぜひ、たくさんの方が組合に加入していただき、楽しくて働きやすい学校をいっしょに創っていきましょう。

栄小学校の校舎損壊問題 「現場の声を聞いていく」

東日本大震災で、市立

栄小学校は、校舎が損壊しました。市教組は、3月25日現地視察及び栄小学校長との懇談を行いました。(被災状況は裏面写真参照)

策を講じて欲しい。
A 現場の声は聞いていきたい。
Q 栄小は被災地であり、事務机もないので、出張や提出物を考慮して欲しい。
A 出張や文書など、他校と同じようにできないのはわかる。

検討せよ

3年生以上の児童・担任が路線バス3台で、2学年だと1台に60名近くがランドセル・荷物を持つて乗車し、毎日移動するのは大変です。
市教組は、放射能汚染・交通事情・余震の不安もあり、原発事故の終息の見通しがたっていないこともあり、慎重に検討して欲しいと要望しました。

夏休みは 昨年同様に

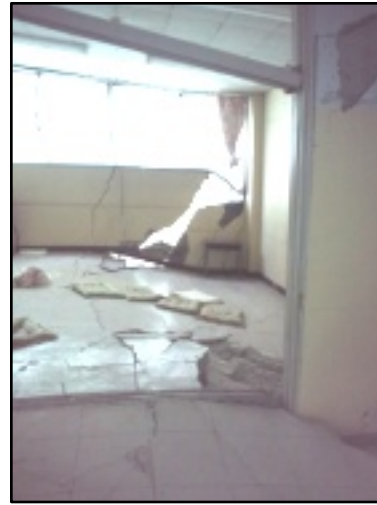
市教組委員長は、今年度は非常事態なので昨年どおりの授業日数にするよう要望しました。教育長は、「205日以上と決めて今年度スタートするが、電力不足・計画停電もあり、夏休みの授業日については考えないといいない」と語りました。その結果、4月14日付で夏休みを例年どおりとすると発表しました。

要求書を提出

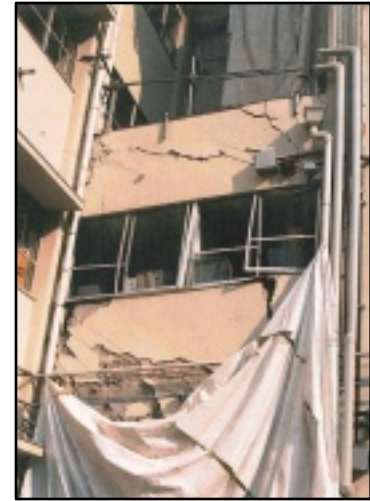
市教組は「東日本大震災に係る学校教育、学校運営に関する緊急要求書」を4月6日に教育長に提出しました。
教育長は、新学期の給食について、「給食は実



壊れた天井（3月25日撮影）



壊れた窓枠と床（3月25日撮影）



壁が剥がれ落ち、亀裂が入り、窓枠ゆがむ校舎（4月春休み中撮影）

2011年4月6日

さいたま市教育委員会
教育長 桐淵 博 様さいたま市教職員組合
執行委員長 山本悠子

東日本大震災に係る学校教育、学校運営に関する緊急要求書

3月11日に発生した東日本大震災によって被害が広範囲に及んでいます。また福島原発の事故による放射能汚染の問題も心配です。さいたま市でも、栄小学校の校舎の損壊などの被害が出ました。子どもたちの安全な学校生活を守ることに配慮される状況も生まれています。今回の大震災は、さいたま市の学校教育や学校運営においてもさまざまな問題が生じることが大いに予想され、児童・生徒、保護者、教職員の間でも不安が広がっています。とりわけ大きな被害を受けた栄小学校に対しては、子どもたちとともに教職員の安全と健康に配慮した万全な対策を講じることが急務です。

以上の事を鑑み、下記の事を要求するものです。早急に交渉の場を設定するとともに、誠意ある対応を求めるものです。尚、回答は文書でお願いします。

記

1. さいたま市全体に関わる当面の要求
 - (1) さいたま市の学習状況調査を中止すること。
 - (2) 給食の実施については慎重に行うこと。
 - (3) 館岩自然の教室の実施については慎重に検討すること。
 - (4) 計画停電や電力の使用量に鑑み、1学期の終業日を早め、夏期休業日を延長すること。昨年同様、夏期休業日を7月21日からとすること。
 - (5) 耐震工事の計画を明らかにすること。
 - (6) 被災地から避難してきた児童・生徒の教育権を保障するため、柔軟な対応をすること。
2. 栄小学校職員から出された要望について早急に対応すること。
 - (1) 市教委の職員を常時栄小学校に配置すること。
 - (2) 栄小学校を含め、3校に分散して対応するのではなく、せめて2校にすること。できない場合は、馬宮東小学校と植水小学校それぞれに、管理職として対応できる職員を配置すること。
 - (3) 職員室、保健室、職員更衣室、物置場など、必要な部屋を早急に確保すること。
 - (4) 3校に分散した場合でも全校児童を対象にした給食が支障なくできるように対策を講じること。
 - (5) 3校に分散した場合の専科授業を支障なく実施するための対策を講じること。
 - (6) 栄小学校、馬宮東小学校、植水小学校の教職員に負担増加とならないよう配慮すること。
 - (7) 他校と同様の出張や行事参加を強要しないこと。
 - (8) バス移動の際、教員の負担を減らすよう加配を行うこと。

4月6日、市教組が教育長に提出した緊急要求書